

内閣府
令和 7 年度税制改正要望結果



令和 6 年 12 月



令和7年度税制改正に関する内閣府・主要望の結果のポイント

民間資金等活用事業（PFI）の推進

■ PFI法の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置の延長 （不動産取得税、固定資産税、都市計画税）

- PFI法に規定する選定事業のうちBOT方式※を促進するため、BOT方式により整備される公共施設等に係る不動産取得税、固定資産税、都市計画税について、課税標準を1/2減免とする特例措置の適用期限を5年間延長する。

※民間事業者が施設等を整備、所有、管理運営し、事業終了後に地方公共団体等に施設所有権を移転する方式

地方創生に関する施策の推進

■ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長 （法人税、法人住民税、事業税）

- 地方創生2.0の趣旨を踏まえ、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れの継続を着実なものとするため、関係法令等が改正されることを前提に、税額控除の特例措置の適用期限を3年間延長する。



沖縄振興に関する施策の推進

- **沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等**
(法人税、法人住民税、事業所税)
 - 高い国際競争力を有する観光地の形成を促進するため、観光地形成促進地域における課税の特例措置（投資税額控除、地方税の課税免除等）について、一部見直しの上、適用期限を2年間延長する。
- **沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等**
(法人税、法人住民税、事業税、事業所税)
 - 情報通信産業の振興を図るため、情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置（所得控除、投資税額控除、地方税の課税免除等）について、一部見直しの上、適用期限を2年間延長する。
- **沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長等**
(法人税、所得税、法人住民税、事業税、事業所税)
 - 産業のイノベーションを促進するため、産業イノベーション促進地域における課税の特例措置（投資税額控除、特別償却、地方税の課税免除等）について、一部見直しの上、適用期限を2年間延長する。
- **沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等** ☆
(法人税、所得税、関税、法人住民税、事業税、事業所税)
 - 国際物流拠点産業の集積を図るため、国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置（所得控除、投資税額控除、地方税の課税免除等）について、適用期限を2年間延長する。加えて、対象地域の追加・限定、その他所要の措置を講ずる。
- **沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長**
(法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税)
 - 経済金融の活性化を図るため、経済金融活性化特別地区における課税の特例措置（所得控除、投資税額控除、地方税の課税免除等）について、適用期限を2年間延長する。
- **沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長**
(法人税、所得税)
 - 離島地域の活性化を図るため、離島における旅館業用建物等の課税の特例措置（特別償却等）について、適用期限を2年間延長する。

政府系金融機関による資金繰り支援

- **新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長**
(印紙税)
 - 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により経営に影響を受けた事業者の租税負担の軽減を図るため、特別貸付に係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を令和7年8月31日まで延長する。



令和7年度税制改正に関する内閣府・主要望の結果のポイント

公益信託制度改革等の推進

■ 公益信託制度改革等に伴う所要の措置 ☆ (法人税、所得税、個人住民税)

- 公益法人制度と同様の社会的機能を有する公益信託制度について、公益法人並みの税制とするため、譲渡所得非課税の「承認特例」の対象として追加すること等の所要の措置を講ずる。

男女共同参画に関する施策の推進

■ 独立行政法人国立女性教育会館の機能強化に係る税制上の所要の措置 ★ (法人税、所得税等)

- 独立行政法人国立女性教育会館を機能強化し、男女共同参画のナショナルセンターとする法律の制定を前提に、当該法人に対して税制上の所要の措置を講ずる。

科学技術・イノベーションに関する施策の推進

■ 日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の措置 ★ (法人税、所得税等)

- 従来国の組織であった日本学術会議を法人格を有する組織へ移行する場合に、新組織の運営を円滑に行うため、法律の制定を前提に、当該法人に対して税制上の所要の措置を講ずる。

■ グローバル・スタートアップ・キャンパスを運営する新法人設立に伴う 税制上の所要の措置 ★ (法人税、所得税等)

- グローバル・スタートアップ・キャンパスを運営する新法人を設立する法律の改正を前提に、当該法人に対して税制上の所要の措置を講ずる。

令和7年度税制改正要望結果

(参考資料)

令和6年12月

内閣府

目次

【民間資金等活用事業(PFI)の推進】

1. PFI法の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置の延長・・・・・・・・・・ 7ページ

【地方創生に関する施策の推進】

2. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ページ

【沖縄振興に関する施策の推進】

- 令和7年度沖縄振興関連税制改正結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11ページ

3. 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等・・・・・・・・・・・・ 12ページ

4. 沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等・・・・・・・・ 13ページ

5. 沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長等・・・・・・・・ 14ページ

6. 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等・・・・・・・・ 15ページ

7. 沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長・・・・・・・・・・・・ 16ページ

8. 沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17ページ

目次

【政府系金融機関による資金繰り支援】

9. 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置 の延長	18ページ
--	-------

【公益信託制度改革等の推進】

10. 公益信託制度改革等に伴う所要の措置	19ページ
-----------------------	-------

【男女共同参画に関する施策の推進】

11. 独立行政法人国立女性教育会館の機能強化に係る税制上の所要の措置	20ページ
-------------------------------------	-------

【科学技術・イノベーションに関する施策の推進】

12. 日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の措置	21ページ
13. グローバル・スタートアップ・キャンパスを運営する新法人設立に伴う税制上の所要の措置	22ページ

【その他】

従要望一覧	23ページ
-------	-------

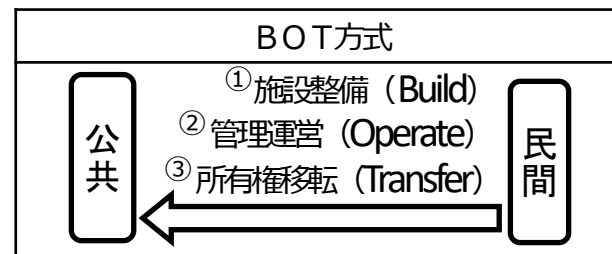
1. PFI法の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置の延長

1. 税制改正要望の目的

- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」においても成長型の新たな経済ステージへの移行が重視される中、行政視点での「歳出の効率化」、住民視点での「サービスの向上」、民間事業者視点での「利益の創出」が実現できるPFI（成長型PFI）の推進が必要であるため、BOT税制の延長要望を行う。

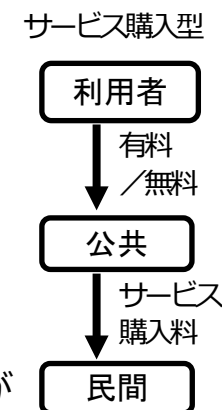
2. PFI事業におけるBOT方式のメリット

- BOT方式は、民間事業者が施設等を整備、所有、管理運営し、事業終了後に地方公共団体等に施設所有権を移転する方式
- PFI方式の中でもBOT方式は、民間が施設を所有するため、**機動的な改修などが可能となる**メリットを有している。



3. BOT税制の延長要望概要

- BOT方式では公共施設等を民間事業者が所有することにより固定資産税、都市計画税及び不動産取得税が課されるため、経費の全額を地方公共団体等が負担する「サービス購入型」のBOT方式の事業のうち、法律により国や地方公共団体がその事業等として実施する権限が生じている施設等を対象に、固定資産税等の課税標準を1/2に軽減する特例措置（BOT税制）を設け、BOT方式を選択する際の障壁を緩和してきたが、令和6年度に期限を迎える。
- サービス購入型に対してBOT方式を採用することで、**民間事業者による機動的な改修などが可能**となり、**より良い公共サービスを効率的に提供できる**など、成長型PFIの推進に資すると考えられることから、**BOT方式採用の障壁を緩和**し、サービス購入型においてもBOT方式が採用されることを引き続き促すため、現行の税制特例措置を5年間延長することを要望。



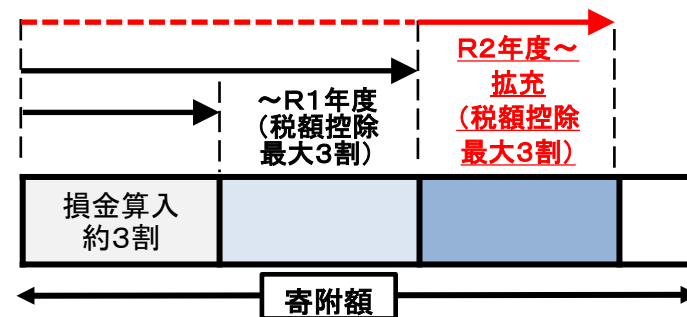
4. 要望結果

- 現行措置の**適用期限を5年間（令和12年3月31日まで）延長する。**

2. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長

現行制度

- 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成28年度から令和6年度までの間、法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）に係る税額控除の措置が講じられている。
- 令和2年度より、税の軽減効果は寄附額の最大約9割となっており、各税目ごとの控除上限額は以下のとおり。
 - ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。（法人住民税法法人税割額の20%が上限）
 - ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
 - ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）



要望の背景

- 企業版ふるさと納税は、令和2年度税制改正において適用期限の延長や税の軽減効果の拡充等を実施したことにより、寄附実績が大幅に増加（令和元年度33.8億円→令和5年度470.0億円）するとともに、本税制を活用したことのある地方公共団体数も平成28年度～令和5年度までの累計で1,536団体になり、多くの団体において活用されている
- また、企業や地方公共団体から本税制の令和7年度以降の延長を求める声が多数寄せられているところ
- 「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）において、地方と企業のつながりを生み出す効果的な取組である本税制の更なる活用を図ることによって地方への資金や人材の還流を促進することとしている
- 一方、寄附活用事業において、契約手続の公正性等に問題があると認め、認定地域再生計画の取消しを行う事案が生じたため、当該事案及び、実態調査の結果等を踏まえ、必要な改善策について検討

制度の健全な発展を図りつつ、地方創生2.0の趣旨を踏まえ、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れの継続を着実なものとする必要がある

要望結果

制度改善策（別紙参照）を講じることを前提に、税額控除の特例措置を3年間（令和9年度まで）延長する。

制度改善策のポイント

◆ 寄附活用事業の実施に当たり、**地方公共団体におけるチェック機能の強化**

☑事業の実施に当たり留意すべき事項のチェックリストを導入し、各実施段階でチェックを行う

・事業の各段階において、一定の場合(※1)に、国に提出を求める

・寄附を受領した全団体に対して、実施報告と併せて各会計年度終了後に提出を求める

(※1) 寄附受領時に寄附活用事業の歳出予算が議決前である場合 等

◆ 寄附活用事業の**実施状況の透明化**

☑契約手続等において、一定の場合(※2)、国への実施報告を義務付け、寄附法人名を公表(※3)

☑寄附活用事業の発注先(※4)を地方公共団体において公表

(※2) 寄附法人・関係会社が、競争入札において一者応札で受託した場合 等

(※3) 寄附法人が非公表を希望する場合は、地方公共団体において、第三者を含む審議会等により非公表とする理由の確認を行った上で、国へ報告し、国はその理由を公表する

(※4) 競争入札・随意契約(ただし少額の場合を除く)に限る

◆ 地域再生計画の認定取消しを受けた場合の**再申請に係る欠格期間(2年間)の創設**

◆ Q & Aにおいて、寄附法人・関係会社が再委託先となる場合の留意点を明記

(参考) 寄附活用事業の実態調査について

<調査方法>

○ 令和5年度に寄附を受領した全1,462 地方公共団体(当該寄附が充当された全5,258事業)が対象: 寄附総額約470億円

<調査結果>

- 寄附活用事業の一者応札等による契約先(再委託先含む)又は補助金・負担金等の交付先(交付先からの事業発注先含む)に寄附法人等が含まれていたケースは、全体の約1%であった。
- 寄附法人名を地方公共団体において公表(一部含む)しているケースは、全体の9割以上であった。
- 寄附活用事業の発注先については、全体の約半数が公表(一部含む)していた。
- 寄附金を、寄附活用事業の歳出予算の議決後に受領していたケースは、全体の約9割を占めた。

<調査結果の概要>

(1) 寄附活用事業の入札・契約手続の状況

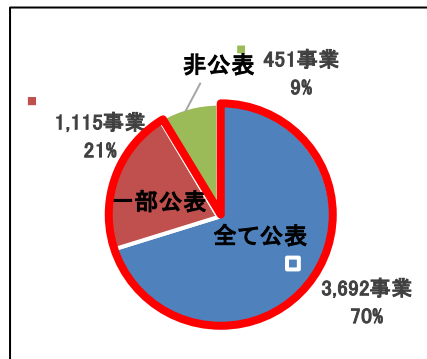
- 寄附活用事業の契約先等に寄附法人等を含むケース: 30/4,228事業(0.7%)
- 内訳は、競争入札で2事業、公募型プロポーザル方式で6事業、補助金・負担金等で22事業

	全体	競争入札				随意契約	うち公募型 プロポーザル方式				負担金・補助金等	うち交付先等に 寄附法人等を含む	契約先等に寄附法人等を含む事業数 総計
		一者応札	うち		うち再委託先に 寄附法人等を含む		うち 一者応募	うち					
			寄附法人等を含む	寄附法人等を含む				寄附法人等を含む	寄附法人等を含む				
事業数	4,228 ※ 事業	844事業 (19.96%)	200事業 (4.73%)	1	1	2,201 事業 (52.06%)	482事業 (11.40%)	236事業 (5.58%)	5	1	2,059 事業 (48.70%)	22	30事業
契約本数	1,146,790 本	2,039 本 (0.18%)	359本 (0.03%)	1	1	12,724 本 (1.11%)	680本 (0.06%)	316本 (0.03%)	5	1	1,132,027 本 (98.71%)	-	-

※基金積立てを行った場合など、契約手続等がない1,030事業を除いて集計

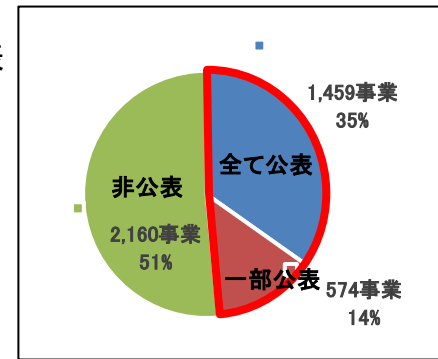
(2) 寄附法人名の公表

- 寄附法人名を公表(一部含む)しているケース: 4,807/5,258事業(91%)



(3) 寄附活用事業の発注先の公表

- ※契約手続等がない1,065事業を除く
- 発注先を公表(一部含む)しているケース: 2,033/4,193事業(49%)



(4) 寄附金を受領した時点 ※物品による寄附140事業を除く

- 寄附活用事業の歳出予算の議決後に寄附金を受領: 4,386/5,118事業(86%)

	全体		
	議決後	議決前	
事業数	5,118 (100%)	4,386 (86%)	732 (14%)

令和7年度沖縄振興関連税制改正結果（3～8）

	制度名	税目	措置概要	要望結果	
3	観光地形成促進地域 (全県)	法人税 地方4税	2年間延長 【適用期限】 令和9年3月31日	○対象施設の見直し ・「国際健康管理・増進施設」を除外	
4	情報通信産業振興地域・特別地区 (地域) 那覇市等24市町村 (特区) 那覇市等5市村	法人税 地方4税		○対象事業の見直し ・「パッケージソフトウェア業」を除外	
5	特区・地域制度 産業イノベーション促進地域 (全県)	所得税 法人税 地方4税		○対象事業の見直し ・「デザイン業」を除外	
6	国際物流拠点産業集積地域 (那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市、うるま・沖縄地区)	所得税 法人税 関税 地方4税		○対象地域の拡充と見直し、その他必要な措置を講じる ・拡充：南風原町と八重瀬町の一部地域を追加 ・見直し：那覇、浦添、豊見城、宜野湾、糸満の5市全域 →産業集積が見込まれる地域に絞り込み	
7	経済金融活性化特別地区 (名護市)	所得税 法人税 地方3税			
8	離島 離島における旅館業用建物等の課税の特例	所得税 法人税 地方3税	【主な措置】 ・特別償却 (旅館業用建物等8%) ・地方3税の課税免除		

【その他、措置期間の始期等について適正化を図るため、所要の整備を行う】

➤ 5年間等しく課税の特例を受けられない場合があることを改善（経済金融活性化特別地区、離島旅館税制を除く）

特区・地域制度で既に認められている5年間の優遇措置（法人税の税額控除等）について、令和4年度に導入した事前確認制度に伴い、適用期間が短縮される事業者の発生が想定されることから内容を精査して整備。

※地方3税（4税）：事業税、不動産取得税、固定資産税、（事業所税）

3. 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等

措置の概要

○対象地域：沖縄県全域

○対象施設：

スポーツ・レクリエーション施設	水泳場
	スケート場
	トレーニングセンター
	ゴルフ場
	テーマパーク
	ボーリング場 ※地方税のみ

教養文化施設	劇場
	動物園
	植物園
	水族館
	文化紹介体験施設

休養施設	展望施設
	温泉保養施設
	スパ施設

集会施設	会議場施設
	研修施設
	展示施設 ※地方税のみ
	結婚式場
販売施設	販売施設（沖縄県知事指定）

①国税（法人税）の投資税額控除

- ・控除率：機械・装置15%、
建物・建物附属設備、構築物8% ※限度額あり、4年間繰越可
- ・取得下限額：1,000万円超
- ・事業計画等について、県知事による所要の認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用

②地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税）の課税免除等

※各措置には、それぞれ別途適用要件あり。



出典：OKINAWA 41

現状と課題

- 観光産業は沖縄のリーディング産業として沖縄経済を牽引してきたものの、観光客の「一人当たり県内消費額」や「平均滞在日数」が伸び悩むなど、観光客の増加が必ずしも経済の好循環や一人当たり県民所得の向上につながっていないことが課題。
- 魅力ある観光関連施設の整備をより一層促進し、高い国際競争力を有する観光地の形成を図ることが必要。

令和7年度税制改正結果

適用期限を2年延長
（令和7年4月1日～令和9年3月31日）
※対象施設から国際健康管理・増進施設を除外

効果

- 観光関連施設の整備促進
- 沖縄観光の質的向上
 - ・観光客一人当たり県内消費額の増加
 - ・平均滞在日数の延伸

※その他、措置期間の始期等について適正化を図るため、所要の整備を行う。

4. 沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等

措置の概要

○対象地域

地域・特区	対象区域
情報通信産業振興地域 (24市町村)	宜野湾市、石垣市、糸満市、沖縄市、豊見城市、宮古島市、南城市、本部町、恩納村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町
同産業特別地区 (3地区5市村)	那覇市、浦添市、名護市、宜野座村、うるま市

○対象事業

・情報特区【所得控除】

データセンター(IDC)、情報通信機器相互接続検証事業、受託開発ソフトウェア業、情報システム開発業、システムインテグレーションサービス業、組込ソフトウェア業、バックアップセンター、セキュリティデータセンター、データベースサービス業、アプリケーション・サービス・プロバイダ、情報セキュリティサービス業

・情報地域【税額控除】

上記業種に加え、電気通信業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業

①所得控除（40%控除）※特区においてのみ適用。

- ・本店等所在地、法人設立後の経過年数、従業員数等所要の要件を満たす場合に適用
- ・県知事による所要の事業認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用

②投資税額控除

- ・控除率：機械装置等15%、建物等8% ※限度額あり、4年間繰越可
- ・取得下限額：機械装置等100万円超、建物等1,000万円超
- ・事業計画等について、県知事による所要の認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用

特区において①、②は選択制

③地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税）の課税免除等

現状と課題

- 情報通信関連産業は、観光リゾート産業に次ぐグリーディング産業として今後も成長が期待される分野であり、立地企業数は着実に増加
- 他方、一定規模以上の事業所では収益性が依然低調であることが課題であり、引き続き情報産業振興への推進が必要

令和7年度税制改正結果

適用期限を2年延長

(令和7年4月1日～令和9年3月31日)
※対象事業からパッケージソフトウェア業を除外

効果

- 沖縄の情報産業の更なる振興
- 一人当たりの県民所得の向上等

※その他、措置期間の始期等について適正化を図るため、所要の整備を行う。

5. 沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長等

措置の概要

- 対象地域：沖縄県全域
- 対象業種：製造業、倉庫業、卸売業、道路貨物運送業、電気業、自然科学研究所、特定のガス供給業

①投資税額控除

- ・控除率：機械装置等15%、建物等8%、構築物8% ※限度額あり、4年間繰越可
- ・取得下限額：機械装置等100万円超、建物等1,000万円超

②特別償却

- ・償却割合：機械装置等34%、建物等20%、構築物20% ※限度額あり
- ※取得下限額は①と同様

①、②は選択制



③地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税）の課税免除等

現状と課題

- 本税制を活用した製造業等の集積が図られ、製造品出荷額（石油製品を除く）は着実に増加
- 他方、産業構造の偏りやこれに伴う低い労働生産性が依然課題として挙げられ、層の厚い産業構造への転換による産業のイノベーション推進が引き続き求められているところである

令和7年度税制改正結果

適用期限を2年延長

（令和7年4月1日～令和9年3月31日）
※対象事業からデザイン業を除外

効果

- 製造業及び周辺産業の高度化・高付加価値化、イノベーションの支援
- 製造業等のさらなる集積を通じた層の厚い産業構造への転換
- 労働生産性向上による一人当たり県民所得の向上

※その他、措置期間の始期等について適正化を図るため、所要の整備を行う。

6. 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等

措置の概要

○対象地域：那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市及び糸満市の一部、うるま・沖縄地区、南風原・八重瀬地区

○対象事業

特定国際物流拠点産業（①所得控除）	国際物流拠点産業（②投資税額控除、③特別償却、④地方税）
製造業、倉庫業、特定の無店舗小売業、特定の機械等修理業、航空機整備業	卸売業、道路貨物運送業、不動産賃貸業（一定規模の貸倉庫）、左記特定国際物流拠点産業

①所得控除（40%控除）

- ・本店等所在地、法人設立後の経過年数、従業員数等所要の要件を満たす場合に適用
- ・県知事による所要の事業認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用

②投資税額控除

- ・控除率：機械装置15%、建物等8% ※限度額あり、4年間繰越可

③特別償却

- ・償却割合：機械装置50%、建物等25% ※限度額あり

①、②、③は
選択制

- ・取得下限額：機械装置100万円超、建物等1,000万円超

- ・事業計画等について、県知事による所要の認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用

④地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税）の課税免除等

⑤保税地域に係る特例措置（許可手数料の軽減、関税の選択課税）

- ・主務大臣による所要の認定を受けた場合に適用

現状と課題

- 沖縄の産業振興には、アジアに近い地域特性を生かした臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積が肝要
- 島嶼県である沖縄への県外企業の立地は、多額の初期投資や割高な物流コスト等の課題が山積
- 県内企業は中小企業が多く、海外展開等の事業拡大に向けて支援が必要
- そのため製造・物流分野におけるIT活用及び施設の高機能化による生産性向上の推進が引き続き必要

令和7年度税制改正結果

○ **適用期限を2年延長**

（令和7年4月1日～令和9年3月31日）

○ 国際物流拠点産業集積地域を産業集積が見込まれる地区に見直したうえで、南風原・八重瀬地区（南風原町・八重瀬町の一部）を追加するとともに、その他必要な措置を講じる

効果

- 沖縄の有利性を活用した国際物流拠点産業の更なる集積
- 集積された国際物流拠点産業による移輸出の増加・域外競争力の向上
- 一人当たり県民所得の向上等

※その他、措置期間の始期等について適正化を図るため、所要の整備を行う。

7. 沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長

措置の概要

- 対象地域：名護市
- 対象事業：金融関連産業、情報通信関連産業、観光関連産業、農業・水産養殖業、製造業等

①所得控除（40%控除）

- ・本店等所在地、法人設立後の経過年数、従業員数等所要の要件を満たす場合に適用
- ・県知事による所要の事業認定を受けた場合に適用

②投資税額控除

- ・控除率：機械装置等15%、建物等8% ※限度額あり、4年間繰越可
- ・取得下限額：機械装置等50万円超、建物等500万円超
- ・事業計画等について、県知事による所要の認定を受けた場合に適用

③特別償却

- ・償却割合：機械装置等50%、建物等25% ※限度額あり
- ※取得下限額並びに県知事による認定については②と同様

④エンジェル税制

- ・県知事の指定を受けた中小企業の株式取得について適用
- ・全国版のエンジェル税制と比して要件を緩和（例：設立10年以内（通常は設立後5年未満）、赤字要件無し等）

⑤地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）の課税免除等

①、②、③は選択制



現状と課題

- コロナ禍により一時減少するも、本税制を活用した産業の集積が図られ、北部圏域の1人当たり市町村民所得は増加傾向
- 他方、北部圏域の人口は横ばいで推移し、他の地域・特区と比べて企業集積が立ち遅れていることから、引き続き企業集積の推進が必要

令和7年度税制改正結果

適用期限を2年延長

（令和7年4月1日～令和9年3月31日）

効果

- 沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な業種の集積
- 「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化
- 北部地域の振興・県土の均衡ある発展

8. 沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長

措置の概要

○対象地域：沖縄の離島地域

○対象事業：旅館業

①特別償却

- ・償却割合：建物及びその附属設備（新設・増設・改修）8% ※上限あり
- ・取得下限額：右記のとおり
- ・新設等をした建物等が離島の振興に寄与するものであること等について県知事による所要の確認を受けた場合に適用



© OCVB

②地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）の課税免除等

〔取得下限額〕

	資本金規模等		
	個人又は 1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
新設・増設	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
改修	500万円以上		—

※各措置には、それぞれ別途適用要件あり。

現状と課題

- 離島は地理的、自然条件等の不利性が存在し、高齢化の進行等が懸念されている。
- 入域観光客数は回復傾向にあり、ワーケーションのニーズが高まっている。
- 離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光産業をいかして、就労の場を創出し、引き続き離島地域の活性化を図る必要がある。

令和7年度税制改正結果

適用期限を2年延長
(令和7年4月1日～令和9年3月31日)

効果

- 観光・リゾートホテル等の宿泊施設の立地や改修を促進し、受入体制を強化
- 観光産業の振興により、雇用機会を創出・確保

9. 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長

【現状及び問題点】

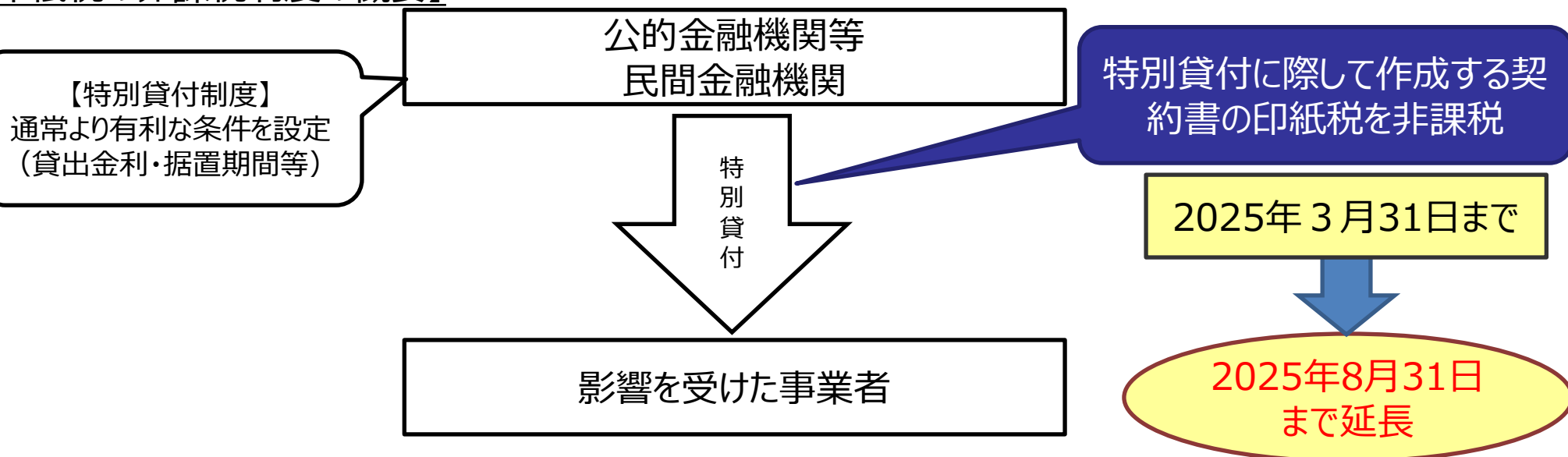
- 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者を対象として、公的金融機関等や民間金融機関が行う特別貸付に際して作成される「消費貸借に関する契約書」で、**2025年3月31日までの間に作成されるものは、印紙税を非課税**としている。

※新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条

- 依然として新型コロナウイルス感染症の影響からの回復途上にある事業者が存在することから、引き続き、影響を受けた事業者の資金繰り支援措置を継続する必要がある。

【要望結果】 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付に係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を令和7年8月31日まで延長する。

【印紙税の非課税制度の概要】



10. 公益信託制度改革等に伴う所要の措置

公益信託とは

委託者（財産を有する者）が、公益目的のため、その財産を受託者に託し、受託者の専門性を活用し公益信託事務を実施することで公益目的の実現を図る制度。

令和6年通常国会において、「公益信託二関スル法律」（大正11年法律第62号）の全部改正法として、「**公益信託に関する法律**」（**令和6年法律第30号**）が成立（令和8年4月施行予定）。

背景・目的

- **新しい公益信託制度**は、民間も公的役割を担う社会の実現のため、**公益法人制度と共通の行政庁が、公益法人認定法と整合的な枠組みで認可・監督を行う制度**として創設されている。
- 公益信託に関する税制については、令和6年度税制改正において、**寄附金控除、譲渡所得課税非課税の特例（一般特例に限る。）等、公益法人と概ね同様の優遇が措置**されている。法案成立を踏まえて昨年度に対応がされていない税制優遇措置を整備することで、より公益信託の利用を促進する効果が見込まれる。

要望内容

公益法人制度と同様の社会的機能を有する公益信託制度について、公益法人並みの税制とするため、譲渡所得非課税の「承認特例」の対象として追加すること等の所要の措置を講ずることを要望する。

【所得税、法人税、個人住民税】

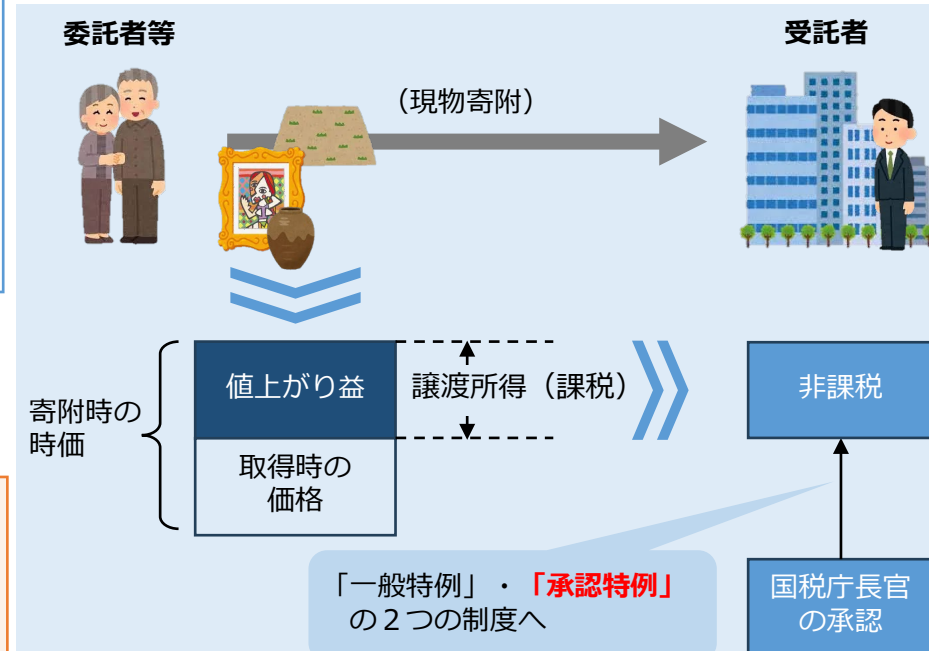
※承認特例により、承認申請の手続きが簡素化される。

要望結果

公益信託制度について、譲渡所得非課税の「承認特例」の対象として追加すること等の所要の措置を講ずる。

【所得税、法人税、個人住民税】

譲渡所得非課税の特例のイメージ



※承認特例により、承認申請の手続きが簡素化される。

11. 独立行政法人国立女性教育会館の機能強化に係る税制上の所要の措置

要望の背景・目的

男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして、独立行政法人国立女性教育会館を機能強化することにより、各地の男女共同参画センターを支援し、横断的な女性活躍・男女共同参画の基盤の強化を図ることで、男女共同参画社会の形成を促進する。

- 【参考】
- ◆ 女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）
（令和6年6月11日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）
 - ⑥ 独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化
女性の経済的自立を始め、全国津々浦々で男女共同参画社会の形成を促進するため、独立行政法人国立女性教育会館（以下「NWE C」という。）の主管を内閣府に移管し、男女共同参画センター（以下、本項において「センター」という。）に法令上の位置付けを付与すること等を内容とする、NWE C及びセンターの機能強化を図るための所要の法案について、早期の国会提出を目指す。

要望内容

独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）を男女共同参画のナショナルセンターとして機能強化するに当たって、国税及び地方税について、税制上の所要の措置を講ずる。

要望結果

独立行政法人男女共同参画機構法（仮称）の制定を前提に、**独立行政法人国立女性教育会館と同様の措置を講ずる。**

12. 日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の措置

要望の背景・目的

- 日本学術会議は、昭和24年に内閣総理大臣の所轄の下、独立して職務を行う「特別の機関」として設立。これまで、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させるための活動を行ってきた。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）を受けて、日本学術会議が、これからも学術の進歩に寄与するとともに、国民から理解され信頼される存在であり続けるという観点から、同会議に求められる機能及びそれにふさわしい組織形態を見直し、検討を行った結果、同会議を国から独立した法人格を有する組織とすることとされたことを受け（※）、現在、日本学術会議の在り方に関する具体的な検討を深めるため、同有識者懇談会の下に、組織・制度ワーキング・グループ及び会員選考等ワーキング・グループを設置して検討を進めている。
- 令和6年12月18日に開催された第15回有識者懇談会において、座長一任で報告書が取りまとめられ、20日に公表した。

※「日本学術会議の法人化に向けて」（令和5年12月22日内閣府特命担当大臣決定）

「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会中間報告において、日本学術会議には、科学の進歩への寄与と科学の成果を通じた国民及び社会へ貢献、課題解決に向けた学術的・科学的助言などの機能が求められており、世界最高のアカデミーを目指し、これらの機能を十分に発揮できるようにするためには、政府等からの独立性を徹底的に担保することが何よりも重要であることから、国とは別の法人格を有する組織になることが望ましいとされたことを踏まえ、日本学術会議を国から独立した法人格を有する組織とする。」

※「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）において、「日本学術会議が世界最高のアカデミーとして科学の向上発達及び科学の成果を通じて、国民の福祉及び我が国の発展に貢献することを目的とし、その機能を強化するため、独立性の徹底、自律的な進化と透明性・ガバナンスの担保に向け、独立した法人格を有する組織として必要な法制的検討等を進める。」とされた。

要望内容

- 従来国の組織であった日本学術会議を法人格を有する組織へ移行する場合に、新組織の運営を円滑に行うため、税制上の所要の措置を講ずる。

要望結果

- 日本学術会議法（仮称）の制定を前提に、**日本学術会議の法人化により新たに設立される法人を法人税法上の公益法人等とするなど、所要の措置を講ずる。**

13. グローバル・スタートアップ・キャンパスを運営する新法人設立に伴う税制上の所要の措置

要望の背景・目的

先端技術を基に新たなビジネス創出と併せて解決策を提示するディープテック系スタートアップは、グローバル化が進む中で複雑化する経済・社会課題の解決に果たす役割が大きくなっている。過去 10 年間の推移でみると、VC 投資全体に占めるディープテック分野への投資割合は増加傾向になっている。我が国でも、一部のディープテック分野では 100 億円以上の調達案件も生まれるなど、近年、ディープテック分野での大学発スタートアップが増加し、資金調達額・時価総額も大型化している。

ディープテック系スタートアップは研究開発期間が長く、企業や投資家からのマーケットフィードバックのタイミングが遅くなる傾向があり、結果的にハイリスク・ハイリターンとなっている。そのため、スタートアップ・エコシステムの中でもディープテック分野は特に国の果たす役割が大きいと考えられる。

このような背景から、**グローバル・スタートアップ・キャンパス構想は、世界最高水準のイノベーション・エコシステムのハブとして、ディープテック分野におけるスタートアップ創出を図り、グローバルな社会課題の解決と経済成長を実現**するものとして高い期待を寄せられている。

構想の具体化のため、「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想 基本方針」（令和 6 年 8 月 29 日統合イノベーション戦略推進会議決定）において、**構想の中核となるフラッグシップ拠点を運営する法人**（以下、「機構」）**を新設することを決定**。

機構が運営するフラッグシップ拠点では、徹底してグローバルスタンダードに基づく研究・イノベーション環境を構築することで、我が国の大学・研究機関・企業・社会全体の行動変容をもたらすことを目指す。

機構の業務を円滑に実施するため、今般、税制上の所要の措置を設けることを要望するものである。

要望内容

グローバル・スタートアップ・キャンパスを運営する新法人を設立することに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

要望結果

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の改正を前提に、**先端技術研究成果活用機構（仮称）を法人税法上の公益法人等とするなど、所要の措置を講ずる。**

從要望一覧

1. 経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長（所得税、個人住民税）
2. 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長（印紙税）
3. 被災住宅用地等に係る特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置の拡充等（固定資産税、都市計画税）
4. 令和2年7月豪雨における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の拡充（固定資産税）
5. 港湾における民有護岸の改良等の促進に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税）
6. 首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）
7. 防災上重要な道路の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）
8. 平成30年7月豪雨における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の廃止（固定資産税）

連絡先一覧

項 目 名	担 当 局 ・ 課	連 絡 先
1. 民間資金等活用事業（PFI）の推進		
PFI 法の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置の延長	民間資金等活用事業推進室	（直）03-6257-1653
2. 地方創生に関する施策の推進		
地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長	地方創生推進事務局 地域連携班	（直）03-6257-1421
3. 沖縄振興に関する施策の推進		
沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等	政策統括官（沖縄政策担当）付企画 担当参事官室	（直）03-6257-1683
沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等	政策統括官（沖縄政策担当）付産業 振興担当参事官室	（直）03-6257-1688
沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長等	政策統括官（沖縄政策担当）付産業 振興担当参事官室	（直）03-6257-1688
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等	政策統括官（沖縄政策担当）付産業 振興担当参事官室	（直）03-6257-1688
沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付産業 振興担当参事官室	（直）03-6257-1688
沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付企画 担当参事官室	（直）03-6257-1683
4. 政府系金融機関による資金繰り支援		
新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長	沖縄振興局 （調査金融担当）参事官室	（直）03-6257-1673
5. 公益信託制度改革等の推進		
公益信託制度改革等に伴う所要の措置	公益認定等委員会事務局総務課	（直）03-5403-9520 03-5403-9528 03-5403-9521
6. 男女共同参画に関する施策の推進		
独立行政法人国立女性教育会館の機能強化に係る税制上の所要の措置	男女共同参画局総務課	（直）03-6257-1344
7. 科学技術・イノベーションに関する施策の推進		
日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の措置	大臣官房総合政策推進室	（直）03-6257-3973
グローバル・スタートアップ・キャンパスを運営する新法人設立に伴う税制上の所要の措置	科学技術・イノベーション推進事務局	（直）03-3581-0161

※内閣府主要望項目のみ掲載